

国民年金に関する提言

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、最低保障年金を含め、その在り方について国民的な議論を行ったうえで、適切な見直しを行うこと。
2. 受給資格を満たせない無年金者及び定住外国人無年金者に対し、国の責任において一定の救済措置を講じること。
3. 国民年金事務費交付金について、超過負担が生じないように適正に交付すること。
4. 国民年金に関する資格の取得及び喪失等に係る職権適用範囲を拡大し、被保険者の届出等を簡素化すること。
5. 年金事務所について、専任職員を配置するなど、都市自治体からの照会に対して適切かつ十分な対応ができる体制の整備を図ること。
また、年金給付関係事務については、年金請求書の受理等事務を年金事務所に統一し、窓口の一元化を図ること。
6. 高齢者の所在確認等を行うため、日本年金機構と都市自治体が必要な情報交換ができるよう法的な整備を推進するとともに、都市自治体が権限に基づき立ち入り調査等ができるよう必要な措置を講じること。